

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日休む)
の翌日

目 次

- ◇ 告 示 被爆者一般疾病医療機関の指定
昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号の一部改正
- ◇ 選管告示 衆議院議員の総選挙の候補者の選挙運動に關しなされた
寄附等の報告書の要旨
- ◇ 公安告示 道路交通法による聴聞の実施
- ◇ 公 告 宅地建物取引主任者資格試験の実施
- ◇ 正 誤 昭和四十一年七月鳥取県告示第三百八十号中訂正
昭和四十一年八月鳥取県告示第四百二十二号中訂正
昭和四十一年八月鳥取県告示第四百二十三号中訂正
昭和四十二年三月鳥取県公安委員会規則第一号中訂正
昭和四十二年三月鳥取県公安委員会規則第二号中訂正
昭和四十二年三月鳥取県公安委員会規則第三号中訂正

告 示

鳥取県告示第二百三十五号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十一年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定

定により告示する。

昭和四十二年四月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	診療科名	所 在 地
昭和四十二年三月十七日	本 田 内 科	内科、小児科、 理学診療科	米子市昭和町六四
昭和四十二年三月十五日	鳥取大学医学部 附属病院	歯 科	米子市西町三六ノ一

鳥取県告示第二百三十六号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号（廢の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十二年四月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県東部県税事務所鳥取市若桜町四二」を「鳥取県東部県税事務所鳥取市東町一丁目三一〇」に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により第三回分として提出された昭和四十二年一月二十九日執行の衆議院議員の総選挙の候補者の選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和四十二年四月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 昭和42年1月29日執行 衆議院議員総選挙
- 2 期間 昭和42年2月14日から 第3回
昭和42年3月15日まで
- 3 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
2,172,000円
- 4 報告書の要旨

候補者氏名	赤 沢 正 道	所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	田 部 守
-------	---------	------	-------	---------	-------

収入

主たる寄附

(氏名) (職業) (寄附額)
(団体名) 0円

その他の寄附 一件 0

その他の収入 0

今回計 0

前回計 2,340,000

総計 2,340,000

支出

人件費 0円

家屋費 0

選挙事務所費 0

集会会場費 0

通信費 4,252

交通費 0

印刷費 0

広告費 0

文具費 0

食糧費 0

休泊費 0

雑費 0

今回計 4,252

前回計 1,525,749

総計 1,530,001

報告書受理年月日

昭和42年3月17日第3回報告分

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十七号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第一百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十二年四月十四日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十二年四月二十六日 午前十時から

鳥取市東町 鳥取県警察本部内(県庁七階)

鳥取県公安委員会委員室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- 1 岩美郡岩美町大字長谷七六八 山下彰敏
- 2 岩美郡岩美町大字洗井一九六 寺垣雅史
- 3 岩美郡福部村大字湯山七〇七 岡本タツヨ
- 4 岩美郡国府町大字上池二三三七 安富文雄
- 5 岩美郡国府町大字松尾四四 村尾勝藏
- 6 鳥取市湖山町二九六〇 田中一明
- 7 鳥取市湖山町二九〇一の一三一 妹尾毅
- 8 鳥取市湖山町一五五〇 小山忍
- 9 鳥取市六反田一一九 熊山弘
- 10 鳥取市行徳九二の一 藤田信茂
- 11 鳥取市西品治五八四 森本邦春

- 12 鳥取市西品治町二区 薛万吉
- 13 鳥取市秋里八一九 山形豊
- 14 鳥取市浜坂五六〇(県営住宅一八号) 野坂護
- 15 鳥取市栗谷四九の三 中島和子
- 16 鳥取市本高一六三 豊岡栄治
- 17 鳥取市大塚二〇〇 三橋豊
- 18 鳥取市吉方町一丁目五六七 今井恒夫
- 19 鳥取市下味野二の一 中島年男
- 20 鳥取市朝月五四 岸本義登
- 21 鳥取市白兔三〇 松本義聆
- 22 鳥取市立川町四丁目六七 古賀忠義
- 23 鳥取市大覚寺六九 太田篤
- 24 八頭郡八東町大字小別府五六六 吉村節雄
- 25 八頭郡河原町大字曳田六八〇の二 竹田賢一
- 26 八頭郡家町大字万代寺二の三 松田義一
- 27 八頭郡船岡町大字船岡一〇九九 植木仲夫
- 28 八頭郡船岡町大字西谷一六四 木下健一
- 29 八頭郡智頭町大字三吉六二一 稲塚要治
- 30 八頭郡智頭町大字智頭中国土木内 西山武志

公 告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第11条の3第1項の規定により、宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施するので、宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第10条第2項の規定により公告する。

昭和42年4月14日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 1 試験の期日
昭和42年6月11日午後1時から3時まで
- 2 試験の場所
鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁講堂
- 3 受験資格 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者
 - (2) 宅地又は建物の取引に関し2年以上の実務の経験を有する者
 - (3) 知事が、前2号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めたる者
- 4 試験
宅地建物取引業に関して必要な知識について、筆記試験により行いません。
- 5 合格発表
昭和42年6月下旬県公報に公告するほか合格者に通知します。
- 6 受付期間

昭昭和42年4月14日から昭和42年5月12日まで

7 受験申込用紙請求場所及び受付場所

鳥取県土木部建築課又は各土木出張所（鳥取土木出張所を除く。）

8 提出書類

- (1) 受験票及び受験申込書
- (2) 受験資格があることを証明する書類
- (3) 写真一葉（申込前3月以内に撮影した正面無帽上半身の各刺型のもの）

（注）郵便により受験票及び受験申込用紙を請求し、又は受験申込みをする場合は、返信用切手をはり、あて先を明記した封筒を同封すること。

9 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 500円
- (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験申込書にはりつけること。この場合、消印をしないこと。
- 10 その他
その他
詳細については、受験申込用紙請求場所に問い合わせてください。

正 誤

昭和四十一年七月鳥取県告示第三百八十号(保安林予定森林にする旨の通知について)中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

昭和四十二年八月鳥取県告示第四百二十二号(保安林予定森林にする旨の通知について)中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行	誤	正
四 下	十二 一三七の一	一一三七の一
頁 段 行	誤	正
八 上 四	夏鹿野	真鹿野
九 上	終わりから四 七六六、七七六	七六六
十一 下	終わりから三 モ々木途	字モ々木途
十二 上	終わりから四 字添谷	字添谷
頁 段 行	誤	正
十三 下 五	九八二の一、九八二の二、九八四の一五	九八四の一五

昭和四十一年八月鳥取県告示第四百二十三号(保安林予定森林にする旨の通知について)中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行	誤	正
十四 上	終わりから五 一〇二七の五	一〇二七の七
十六 下 八	一五七の一三、一五七の四六	一一五七の一三
十七 上 七	一二六二の一五一	一二七七の一五一
十八 終わりから十及び十一	一三四四の二七から一三四四の三一まで	一三四四の二七から一三四四の三一まで
二十 終わりから八	一三六七の七〇から一三六七の七二まで	一三六七の七〇から一三六七の七二まで
二十一 上 五	終わりから 六八六の一、六八六の一三	六八六の一から六八六の一三まで
頁 段 行	誤	正
二 上	若桜橋	若桜橋
五 下	鳥取県米子警署	鳥取県米子警察署

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則(昭和四十二年三月鳥取県公安委員会規則第一号)中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（昭和四十二年三月鳥取県公安委員会規則第二号）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 誤 正
六 下 特令事項 特命事項

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則（昭和四十二年三月鳥取県公安委員会規則第三号）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 誤 正
七 上 住辰蔵 沢住辰蔵

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取

県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】